

相模原市監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成22年1月29日に実施した財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、同項の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成23年7月1日

相模原市監査委員 大 貫 勲

同 坪 井 廣 行

同 稲 垣 稔

同 関 山 由紀江

1 監査の対象

平成21年度（平成21年11月末日まで）に社団法人相模原市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）が行った相模原市からの財政援助（補助金）に係る出納その他の事務及び健康福祉局福祉部地域医療課が行った薬剤師会に対する財政援助（補助金）に係る財務に関する事務

2 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成22年1月29日

3 市長から措置を講じた旨の通知があった日

平成23年6月22日

4 監査の結果及び市長の講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>地域医療課が行った薬剤師会に対する財政援助（補助金）に係る財務に関する事務について調査したところ、次のような不適切な事例が見られた。</p> <p>1 休日夜間急患調剤薬局運営費補助金等交付申請書（以下「申請書」という。）に添付の収支予算書及び実績報告書に添付の収支計算書において、科目を「研修費」とし、使途内容は「当番薬剤師打合せ」と記載されている経費が、実際には、本件補助事業に従事する当番薬剤師全員に配布する書籍「今日の治療薬」の購入に充てられていた。</p>	<p>休日夜間急患調剤薬局運営費補助金（以下「補助金」という。）に係る事務における不適切な事例については、次のとおり改善措置を行いました。</p> <p>1 補助金等交付申請書及び実績報告書（以下「申請書等」という。）の添付書類には、科目を「研修費」とし、使途内容は「当番薬剤師打合せ」と記載されている経費が、実際には、本件補助事業に従事する全当番薬剤師に配布する書籍「今日の治療薬」の購入費に充当されていた件につきましては、薬剤師会に対する指導をした結果、平成22年度においては、同様の執行のなかったことを確認しました。</p> <p>また、平成23年度につきましては、上記書籍の購入経費を補助事業予算から削除することで、改善を図りました。</p>

2 薬剤師会に所属する薬剤師が一般の方から相談を受ける「薬の相談」事業は、事業に係る経費全額が本件補助金の対象経費であるにもかかわらず、申請書に添付の事業計画書及び実績報告書には事業内容やその実施状況について全く記載がされていなかった。

本件補助金の対象経費を精査するほか、補助事業者に対して、申請書等補助金関係書類の正確な記載や適切な提出について指導するとともに、市にあっても審査体制の充実を図り、補助金交付事務の適正な執行に努められたい。

2 申請書等の添付書類に、本件補助金の対象経費である「薬の相談事業」の事業内容及び実施状況が記載されていなかった件につきましては、薬剤師会に対する指導をした結果、平成22年度からは、正確な記載をした申請書等を提出させることで改善を図りました。

今後につきましては、薬剤師会に対する指導を続けるとともに、市においても、補助金の使途内容の把握及び提出書類の審査に対して一層の注意を払い、適正な補助金交付事務を行ってまいります。